

# 定 款

株式会社 リベロ

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社リベロと称し、英文では Livero Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット、モバイル、ブロードバンドのウェブサイトおよびその他のインターネット関連の企画、制作、運営および管理業務
2. 電気通信事業法に定める電気通信事業
3. 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業
4. 電気通信サービスおよび放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
5. コールセンターの運営およびオペレーターの教育ならびにそれらのコンサルタント業務
6. コールセンターの代行および請負業務
7. 引越取次業
8. 損害保険、生命保険、少額短期保険その他金融商品の募集に関する業務ならびにコンサルタント業務および契約締結の代理
9. インターネットによるホームページの企画、制作および運営
10. デジタルコンテンツの企画、制作、配信および販売
11. 前2号に関連する業務のコンサルティングおよび業務受託
12. コンピュータパッケージソフトウェアの企画、開発、販売および流通
13. ソフトウェアプロダクト、関連ソフトウェアの研究開発および流通
14. EC（電子商取引）プラットフォーム事業の企画、制作、運営および管理業務
15. 携帯電話、ウォーターサーバー、レンタル家電およびその他の生活関連品の申込み取次業務
16. 電気、ガス、その他のエネルギーの販売、取次ならびに代理店業務
17. 国内外における不動産の所有、利用、売買、賃貸、仲介、管理、運営、金融、投資および鑑定業ならびにこれらの受託業務
18. 広告業および広告代理業
19. 経営一般に関するコンサルティング
20. 物販商品の流通および販売
21. 物品の倉庫保管、仕分け、梱包、配送業務およびその仲介または請負業
22. 引越の請負および第一種利用運送事業

23. 包装資材の販売
24. 営業代行業
25. 旅行業法に基づく旅行業
26. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
27. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
28. 不動産および動産の売買、賃貸借、交換、分譲、管理ならびにその仲介または代理業務
29. 古物の売買および賃貸
30. 家賃保証および回収に関する業務
31. クレジットカード契約の取次および斡旋
32. 社宅管理に関する業務
33. 各種料金の請求収納代行業務
34. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、19,120,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

- 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により、取締役の中から 1 名以上の代表取締役を定める。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 31 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、他の監査役の残任期間と同一とする。但し、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。



## 第7章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

【2025年3月28日改定】